

一般社団法人荒川区ウォーキング協会 会員規約

（会員規約）

第1条

本規約は、一般社団法人荒川区ウォーキング協会（以下「当会」といいます。）が運営する当会の会員向けサービスに関して、第5条に定める全ての会員（以下「会員」といいます。）による利用の一切に適用されるものとします。

（本規約の範囲）

第2条

1. 当会が、本規約の他に別途定める当会の会員向けサービスの利用規約等（以下「利用規約等」といいます。）においても、その目的の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
2. 本規約本文の定めと、利用規約等の定めとが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

（本規約の内容及びサービスの変更）

第3条

1. 当会は、本規約及び当会の会員向けサービス（以下、各種の特典を含み「本サービス」といいます。）の内容を、会員の了承を得ることなく、随時変更することができ、会員は予めこれを承諾するものとします。
2. 本規約及び本サービスの内容の変更等に関する当会から会員に対する通知は、当会が別途定める場合を除き、当会の公式WEBサイト（以下「公式サイト」といいます。）に表示した時点からその効力を生じるものとします。

（当会からの通知）

第4条

1. 当会は、公式サイトへの表示及び案内状等の郵便により、会員に対し随時必要な事項を通知します。
2. 前項の通知は、当会が当該通知の内容を公式サイトに表示した時点及び通常郵便が到着すべきときに到着したものとみなす時点より、その効力を生じるものとします。

（会員）

第5条

本規約における会員とは、第6条所定の本会への入会申込を行い、当会が入会を承認したものをいいます。

（入会）

第6条

1. 会員は、本規約の内容を承諾の上、別途定める方法で入会を行い、当会が入会を認めた方とします。また、当会からの承認の意思表示は、会員証の発行をもって行います。
2. 会員は、入会申込の時点で、入会申込者が未成年である場合は、その保護者の同意が必要です。
3. 会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなされます。

（入会の承諾及び取消）

第7条

当会は、前条の入会申込者が次の各号の一に該当する場合を除いて、そ

の申込を承認し、入会申込者は当該承認の後、会員として本サービスを利用できるものとします。ただし、当該承認後に会員が各号の一に該当していることが判明した場合、当会は、事前に通知することにより、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
- (2) 入会申込者が実在しない場合
- (3) 入会申込者の承諾なくして他人が申込んだ場合
- (4) 入会申込者が、いわゆる暴力団組員等の反社会的勢力の構成員や関係者であると当会が認める場合
- (5) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切であると当会が判断した場合
- (6) 入会申込みをした時点で、会費の支払を怠っている場合、又は過去に会費の支払を怠ったことがある場合
- (7) 過去に当会の会員資格が取り消され又は退会処分とされている場合
- (8) 本規約に違反した場合
- (9) その他、会員として不適切であると当会が判断した場合

（有効期間）

第8条

会員資格の有効期間は、当会による入会承認後、次に来る9月30日までとします。また、会員証の提示が必要な特典・権利については、会員証の到着日より有効になるものとします。

（更新）

第9条

1. 会員は、前条の有効期間満了日または当会が別途指定する日までに更新手続きを行うことにより、前条の有効期間を更新することができます。
2. 前項の手続きにより会員資格の更新となった会員は、次年度以降も本規約を承諾したものとみなされます。

（会員証）

第10条

1. 当会が第6条の入会を承認する場合、会員証を1枚発行し、これを会員に対し付与します。
2. 会員証は、その表面に記載されたご本人に限り利用可能とします。
3. 会員による本サービスの利用に際して、必ずご提示いただくこととし、当該ご提示がない場合には、本サービスを受けることができないこととします。
4. 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに当会事務局まで連絡するものとします。
5. 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合、再発行の手数料500円を当該会員にご負担いただくことにより、当会は、会員証を再発行し、郵送等で登録された住所へお届けいたします。
6. 再発行前の会員証の利用はできません。

（譲渡等の禁止）

第11条

会員は、会員証、会員番号及び本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者（以下「第三者」といいます。）に対しても貸与、譲渡、売買、仕様許諾、名義変更、担保に供する等の行為はできません。

（会員個人情報の変更）

第12条

1. 会員は、住所、電話番号等、当会への届出の内容に変更があった場合、速やかにその内容を、当会事務局まで連絡することとします。
2. 会員は、婚姻等による姓の変更等、当会が特別に承認した場合を除き、入会申込時の届出内容である氏名を変更することはできないものとします。
3. 二回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当会では、その原因が解決されるまで送付物の発送を停止いたします。

（退会）

第13条

1. 会員は、当会所定の手続きを行い、任意にいつでも退会することができます。同時にその諸権利を失うものとします。
2. 会員資格は、一身専属のものとし、当会は、会員の死亡を知り得た時点をもって、当該会員から前項の手続きがあったものとして取り扱います。
3. 前2項の場合、当会は、会員またはその相続人等に対して年会費を返却しません。
4. 当会は、本サービスの利用に関し、会員が本規約に違反した場合、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。

（会員の自己責任の原則）

第14条

1. 会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当会に対して何等の迷惑または損害を与えないものとします。
2. 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当会は一切の責任を負わないものとします。
3. 会員は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 当会は、本サービスの利用により発生した会員の損害に対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。
5. 当会以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関して会員が損害を受けた場合でも、当会はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

（営業活動の禁止）

第15条

会員は、当会の許可なく本サービスを利用して、営利目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

（その他禁止事項）

第16条

当会は、会員が次の行為を行うことを禁止します。

- (1) 当会または第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又はその恐れがある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は

個人情報保護方針

■個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の収集目的

当会は、本サービスの運営の一環として、会員登録、各種イベントの案内の送付等、事務局業務に利用する目的で、個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を収集させていただきます。収集した個人情報は、かかる目的についてのみ使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

2. 個人情報の管理

当会は、収集した個人情報を、厳重に管理・保護いたします。当会は、原則として収集した個人情報を第三者に提供することはありません。また、収集した個人情報は、当会の本サービス終了に伴い、当会の責任のもとで適切に破棄・消去いたします。

3. 個人情報の開示・訂正・削除

当会に提供されたご自身の個人情報について、開示を請求する事ができます。また、開示の結果、ご自身の個人情報について、訂正・削除を請求することもできます。当会にかかる要求をされた場合、当会事務局まで

注意事項

ご連絡の上、当会所定の手続きに従って請求を行ってください。

1. イベント等へ参加する際には、事前に健康診断を受けるなど、万全な健康管理のもとに参加してください。
2. 当協会の主催するイベント等への参加中において、万一事故が発生した場合、当協会は応急処置以外の責任は負いませんのでご了承ください。

問い合わせ先

■本規約についてのお問合せ、又この規約に基づく通知は、次の宛先までお願いいたします。

一般社団法人荒川区ウォーキング協会 事務局
〒106-0001 東京都荒川区町屋6-4-10
TEL: 03-3895-1397
FAX: 03-3892-3223
URL: <http://www.arakawa-wa.or.jp>

その恐れがある行為

- (3) 第三者になりすまして本会に入会する行為
- (4) 他の会員になりすまして本サービスを利用する行為
- (5) 会員証、会員番号、入会特典等を、第三者に譲渡する行為
- (6) 当会、又は第三者を誹謗中傷する行為
- (7) 当会、又は第三者に不利益を与える行為、又はその恐れがある行為
- (8) 当会の運営を妨げるような行為
- (9) 前各号の他、本規約、法令、又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらの恐れがある行為
- (10) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

（年会費）

第17条

1. 第8条の有効期間に対応する当会の年会費は、会員種別に応じて別途定めるものとします。また、年会費以外の利用料金の支払を要する有料サービスを行う場合、当会は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。
2. 会員は、前項に定める年会費等を当会の定める方法により支払うものとします。
3. 当会は、第19条に定める場合を除き、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。
4. 第1項の年会費等の支払に必要な振込手数料その他の費用は、会員の負担とします。

（会員番号及び使用の停止等）

第18条

1. 当会は、次の各号の一に該当する場合、当該会員の了承を得ることなく、当該会員に対して設定、発行した会員番号の使用を停止する場合があります。
 - (1) 電話、FAX、電子メール、郵便等の手段により会員と連絡を取ることができない場合
 - (2) 第三者により会員番号が不正に使用されている場合、またはその恐れがあると当会が認める場合
 - (3) 第7条に定める会員資格の取消事由に該当する恐れがあると当会が認める場合
 - (4) その他当会が、緊急性が高いと認める場合
2. 当会が前項の措置を取ることにより、当該会員が本サービスを利用することができず、それにより会員に損害が発生した場合、当会は一切の責任を負わないものとします。

（本サービスの終了）

第19条

1. 当会は、3ヶ月前までに会員に対して告知することにより、当会の裁量で、会員に対する本サービスの提供を中止することができます。
2. 前項の場合、本サービスの利用により会員または第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

（会員に関する情報の取扱い）

第20条

当会は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報及び本サービス利用履歴等の会員に関する情報（以下、これらを総称して「会員情報」といいます）を取得するものとし、会員情報の保護に必要かつ適切な措置を講じることとします。

（会員情報の利用目的）

第21条

会員情報の利用目的は次の各号のとおりとします。

- (1) 会員宛に当会の本サービスの特典等を発送するため
- (2) 会員宛に当会の本サービス等に関するお知らせを、電子メール、郵便等により送付するため
- (3) 会員宛に当会及び業務委託先から、会員にとって有益であると当会が判断する情報を、電子メール、郵便等により送付するため
- (4) 本規約雑則にある、傷害福祉制度への加入手続きを代行するため
- (5) アフターサービス、問い合わせ、苦情対応のため

（個人情報の第三者提供）

第22条

当会は、法令に基づく場合その他「個人情報保護に関する法律」に定める場合を除き、当会が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者（当会が本サービスに関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く）に対して提供しないものとします。

（準拠法）

第23条

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

（専属的合意管轄裁判所）

第24条

当会及び会員は、当会と会員との間で本規約、本サービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

附則

本規約は、平成27年10月4日から施行いたします。

雑則

（外部団体との連携）

当会は、一般社団法人日本ウォーキング協会（以下「JWA」といいます。）の団体正会員（自治体会員）として入会を承認され加盟しています。

（傷害福祉制度への加入）

1. 本規約第5条で定める会員は、JWAが団体正会員への特典として提供する、傷害福祉制度（以下「傷害保険」といいます。）へ加入いたします。
2. 傷害保険への加入手続きは、当会事務局にて代行いたします。
3. 傷害保険料は、会費の中から徴収させていただきます。